

第1章 策定にあたって

(1) なぜ今、アクションプログラムを策定するのか

三重県内の平成 27(2015)年中の刑法犯認知件数^{※1}は、ピークであった平成 14(2002)年から7割近く減少するなど、犯罪^{※2}情勢には一定の改善が見られます。

一方で、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、ストーカー、DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者等からの暴力)事案の認知件数、特殊詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺等)の被害額が高水準で推移するなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。

さらには、危険ドラッグ等の違法薬物の蔓延^{まん}、サイバー空間における犯罪の多発、国際的なテロ行為の発生等、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。

また、三重の知名度を大きく高めた平成 28(2016)年5月の「伊勢志摩サミット」開催後も、県内では、伊勢志摩国立公園が国の選定を受けて世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化をめざすことや、「第 27 回全国菓子大博覧会・三重(お伊勢さん菓子博 2017)」、「平成 30 年度全国高等学校総合体育大会」、「第 76 回国民体育大会(三重とこわか国体)」の開催などにより、国内外から多くの人びとの来訪が見込まれます。それにより、人や物の流れの変化や交通量の増加が起こればと思われ、交通安全にも一層の注意が求められます。

こうした状況の全てに対応し、県民の皆さんの犯罪や交通事故に対する不安を払拭するには、行政の力だけでは十分ではありません。

本県では、これまでも「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」(以下、「安全安心まちづくり条例」という。)に基づき、地域における自主防犯活動を促進するなど、県民の皆さん等との「協創^{※3}」による安全で安心なまちづくりに取り組んできました。

特に伊勢志摩サミットの開催にあたっては、最重要とされた安全・安心に関して、例えば、テロ対策の恒常的な推進を目的に、官民一体の日本型テロ対策の枠組として「テロ対策三重パートナーシップ推進会議」が警察本部に設置され、また、県内の全警察署で地域版のテロ対策パートナーシップが発足し、地域密着型のテロ対策の推進体制がスタートするなど、“オール三重”で一丸となり安全・安心を実現しようとする取組が展開され、県民や事業者の皆さんとの協創によって安全で安心なまちづくりを実現する気運が一層高まりました。

伊勢志摩サミットの開催は、知名度等の向上、会議自体の成果、地域の総合力の向上といった、さまざまな「レガシー(有形無形の資産)」を三重にもたらしました。その中でも、サミット開催に向けた県民の皆さんの安全・安心への意識向上や、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運の高まり、そして、「県民力で、世界最高峰の国際会議を無事に成功させた」という経験は、とても重要なレガシーとなりました。

そのようなサミットのレガシーを得た今こそ、それを引き継ぎ、発展させ、県^{※4}として県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくために、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」を策定します。

- ※ 1 : 「刑法犯認知件数」とは、刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数をいいます。
- ※ 2 : 安全安心まちづくり条例の逐条解説では、「犯罪には、「刑法」に基づくものと特別法(「道路交通法」、「覚せい剤取締法」等)に基づくものがあります」としていますが、このプログラム中では、それらに加え、条例(「迷惑防止条例」等)に基づくものについても、「犯罪」という言葉を用いています。
- ※ 3 : 「協創」とは、一人ひとりが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことをいい、平成 24(2012)年度からおおむね 10 年先を見据えた本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」のキーワードです。
- ※ 4 : このプログラム中で「県」というときは、地方自治法第 1 条の 3 第 2 項に定める普通地方公共団体としての県を指し、知事部局、公安委員会、教育委員会等を含みます。

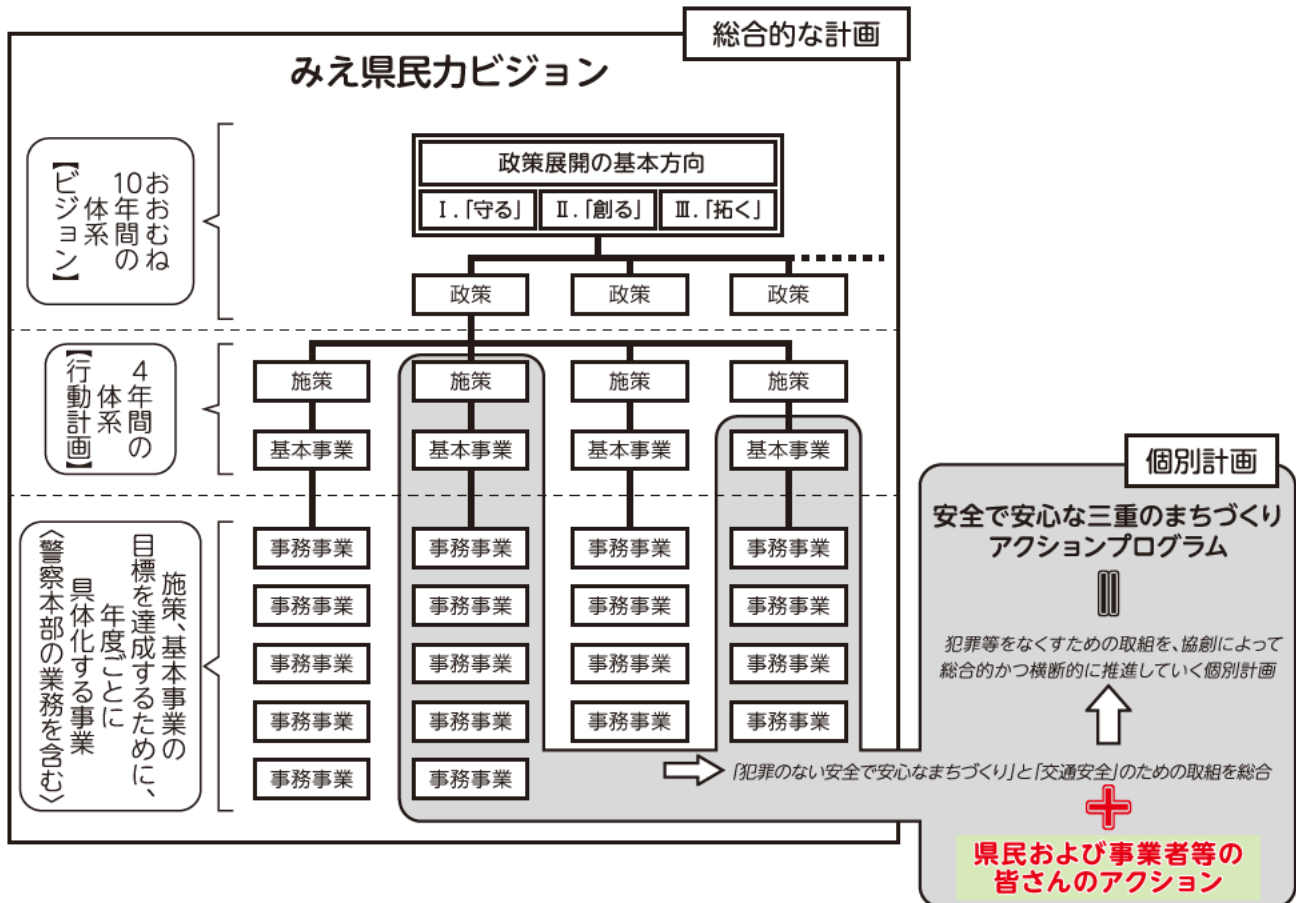


(2)アクションプログラムの概要

①位置づけ

安全安心まちづくり条例に定めるとおり、県が「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こと、また、「第10次三重県交通安全計画」に基づく諸施策の推進により、交通事故のない安全・安心な社会の実現を図っていくことから、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画^{*}」の中で、県を挙げて県民等さまざまな主体と協創し、「防犯」と「交通安全」のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

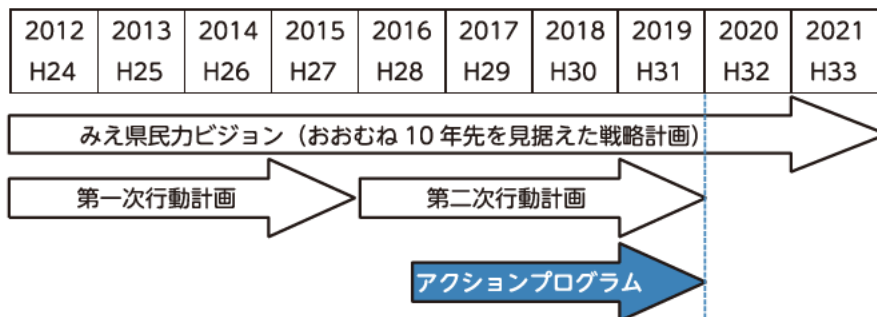
そのため、「第二次行動計画」に基づいて県の各部局等が取り組む、防犯・交通安全に関連する施策等と整合を図っています。



②計画期間

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の計画期間は、

策定の日(平成29(2017)年1月13日)～平成31(2019)年度末とします。



※第二次行動計画:「みえ県民力ビジョン」が掲げる「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具現化するための中期の計画であり、計画期間は平成28(2016)年度から平成31(2019)年度までの4年間としています。